

## 令和7年度12月補正予算「宿泊事業者経営力強化支援事業」Q & A

### 【事業全般について】

#### Q 補助対象事業は具体的にどのようなものか。

##### <高付加価値化枠の例>

- ・冬季宿泊客の増加に向けた改修（雪見露天風呂、冬サウナ、スノーアクティビティ体験施設等）
- ・インバウンド誘客の拡大に向けた改修（シャワー付き客室への改修、「和モダン」な客室への改修等）
- ・高単価客層誘客に向けた改修 等（露天風呂付き客室の整備、貴賓室整備、デザイナー等専門家による空間設計・改修 等）

##### <人材確保枠の例>

- ・従業員寮・職員休憩室の新設・改修、シャワー室改修 等

##### <新規開業枠の例>

- ・客室、レストラン、ロビー等へ備えつける物品の購入 等

##### <環境改善枠の例>

###### ○環境整備関連

- ・検知設備の導入（監視カメラ、夜間照明等）
- ・侵入防止対策（フェンス設置、玄関ドア改修 等）
- ・有害鳥獣対策（電気柵設置、外部にある喫煙所やゴミ捨て場の改修等）

###### ○ウェブサイト等の改修関連

- ・多言語化対応費用（ウェブサイトの翻訳、海外予約客向けチャットボット（AI）の導入費用）
- ・デジタル広告運用費用（google、SNS 広告の初期設定や、専門家への運用代行手数料）（※）
- ・集客コンサルティング費用（SEO/MEO 強化のための専門家による分析、運用指導の委託費用）（※）

※いずれも初年度のみ。

#### Q 実施要領第4条及び募集要項2に定める「補助対象施設」とはどのような施設か。

旅館業法第2条第2項から第3項に規定する営業に関し、同法第3条第1項の規定による許可を受けた施設（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設）です。

※旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業の施設は対象外となります。

#### Q 対象外となる経費はどのようなものか。

次の経費は対象外です。

- ・消耗品（事務に必要な物品、アメニティ、お土産、飲食物、熊よけスプレー、鈴など、設置工事を伴わない物品の購入であって単価が概ね3万円（税抜）未満のもの）
- ・通信費（インターネット接続経費等（SIMカード購入費等を含む））
- ・敷地内の樹木の伐採
- ・コンサルティング費用、システム利用料等のうち、申請年度の次年度以降に関するもの。
- ・その他、審査委員が必要性を認めない経費（環境改善枠は書面審査により事務局が必要牲

を認めないと判断したもの)  
※予備が必要な場合であっても、最小限とします。

**Q 完了検査はどのように実施するか。**

実績報告書に基づき、施設整備や備品導入の状況を現地で確認するとともに、必要に応じて帳簿や関係書類の原本を確認します。なお、新規開業枠における完了検査については、【新規開業枠に関して】内のQAを参照してください。

**Q 開業して間もないため、提出できない書類があるがどうすれば良いか。**

開業から間もない等の理由により財務諸表を提出できない場合は、その提出を省略できます。この場合、提出を省略する理由を申請書の余白欄に記載してください。

なお、納税証明書（秋田県の県税の徴収金について滞納のないことを証明するもの）は、開業から間もない場合であっても取得が可能ですので、提出を省略することは出来ません。

**Q Google ビジネスプロフィールへの登録はいつまでに行えば良いか。**

実績報告書の提出時まで登録（オーナー確認）を完了してください。なお、環境改善枠で「完了済事業」として申請する場合（申請と実績報告を同時に行う場合）は、申請時点で登録が完了している必要があります。

**Q Google ビジネスプロフィールへの登録はどのように行えば良いか。**

具体的な登録手順や操作方法については、サービスの仕様変更等により手順が異なる場合があるため、Google ビジネスプロフィールの公式サイト（ヘルプページ等）にて最新の情報を確認してください。（検索サイト等で「Google ビジネスプロフィール 登録」等と検索してください。）

なお、本事業の要件としては、単に地図上に施設名が表示されるだけでなく、「オーナー確認」（ビジネスオーナーとしての権限取得）の手続きまで完了している必要があります。

※オーナー確認の方法（電話、ハガキ、動画等）は、Google 側の判断により施設ごとに指定されますので、画面の指示に従って手続きを進めてください。

※Google ビジネスプロフィールのシステム仕様や詳細な操作方法に関するお問い合わせには、県及び事務局では回答できかねますのでご了承ください。

**Q Google ビジネスプロフィールへの登録状況はどのように報告するのか**

Google ビジネスプロフィールの登録状況が分かる書類として、スマートフォン等のスクリーンショットや検索結果の印刷画面を提出してください。

※Google 検索又は Google マップで自社施設を表示させた際、「このビジネス プロフィールを管理しています」「Google に掲載中のあなたのビジネス」等の管理者向けメッセージと併せて、該当の宿泊施設名が確認できる部分が表示されている画面の写し。

※単に施設が地図上に表示されているだけのものは不可。

**【高付加価値化枠に関して】**

**Q 省力化や効率化などに向けたシステムの導入は対象となるのか。**

省力化や効率化等だけを目的とした事業は対象外です。ただし、高付加価値枠の目的である「冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の促進」に向けた事業の一環として当該システムの導入が必要であると判断できる場合には、対象と認める場合があります。

**Q 実施要領第6条第1項ただし書き（補助上限額 1,500 万円）に該当する事業はどのようなものか。**

秋田県における観光の目玉となり、地域における観光を牽引できるような宿泊施設を創出する取組を想定しています。

例）・地域の観光資源（歴史、行事、食等）等の一貫したテーマを設定し、県産材や伝統工芸品を各所に使用・設置するなど、その地域や秋田の風情を感じられる貴賓室の整備  
・高単価客室利用者のみが利用可能なラウンジや特別風呂等の整備 等

**Q 上限額増（1,500 万円）を目指す場合の要件である「大人一人あたり平均宿泊単価 概ね 50,000 円」の目標設定について、地域の体験コンテンツ等を組み合わせたセットプランの料金を含めて設定することは可能か。**

原則として、ここで設定する単価は「体験コンテンツ等を含まない基本宿泊料（宿で提供する食事代を含む）」を指します。そのため、地域の体験コンテンツ等の料金を単に上乗せしただけのセットプランによる単価設定は認められません。

#### 【人材確保枠について】

**Q 対象となる事業は施設整備のみか。**

人材確保に資する施設整備であり、従業員宿舎や休憩室、シャワー室などの整備（新設、改修）が想定されます。このような施設整備と一体となった備品購入は対象としますが、施設整備を伴わない備品購入は対象外です。

#### 【新規開業枠について】

**Q 実施要領第5条及び募集要項4の「新設等」とはどのような場合か。**

- 本補助金では、次の事業を「新設等」とします。
  - ・客室数10室以上の宿泊施設の新設
  - ・既存建築物のリノベーションによる客室数10室以上の宿泊施設の設置
  - ・既存宿泊施設の増築、改築による客室数10室以上の増加
  - ・既存宿泊施設の建て替えによる客室数10室以上の増加

**Q 補助対象となる「備品」とはどのようなものか。**

- 客室、レストラン、ロビー等において、宿泊客の利用や宿泊客とのコミュニケーションのために供する必要最小限の家具、電気・電子機器、各種什器、寝具等であって、既設備品等の買い換えは対象外です。

※電気・電子機器であっても、宿泊施設のシステムに含まれるものは対象外です。（防災設備、

館内 Wi-Fi システム、客室に設置する電話機、タブレットを利用した注文・連絡システム等)  
※従業員が専ら使用するものは対象外です。(業務用 P C, インカム等)

- 従業員と宿泊客のコミュニケーションに利用する電子翻訳機等も対象としますが、通信費 (S I Mカードの購入費等も含む) は対象外です。

**Q いつまでに開業する施設が対象となるか。**

- 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日までの間に営業開始する施設を対象とします。  
補助金検査完了後に開業する施設についても対象となりますが、令和 9 年 8 月 3 1 日までの間に営業開始とならなかった場合は、県から補助金返還を求める場合があります。

**Q 事業の完了はどのように確認するのか。**

- 導入する備品は、令和 9 年 2 月中に代金支払を終える必要があります。補助事業完了時に施設本体が完成しておらず、備品を搬入できない場合も考えられますが、その場合は、備品の保管場所で検査を行います。(保管場所は秋田県内とします。県外での検査は実施しません)

**【環境改善枠について】**

**Q 環境改善枠に申し込むことで、他の事業区分に申し込みできなくなるか。**

- 同一年度内であっても他の事業区分への申請は可能です。ただし、補助対象経費が明確に区分されている必要があります。(1 つの工事や備品購入に要した費用に対する補助を、複数の事業区分で重複して申請することはできません。)

**Q 老朽化した設備の修繕や更新も対象となるか。**

環境改善枠における施設整備・備品購入の考え方は以下のとおりです。

**【対象となるもの】**

- ・物理的な安全・防犯対策
- ・利用者が安全・安心できる環境の整備に直結する設備  
(例：防犯カメラ、有害鳥獣対策のフェンス・電気柵、破損した玄関ドアや窓ガラスの改修等)

**【対象外となるもの】**

- ・一般的設備の維持修繕・更新 (鍵の壊れたドアの鍵交換等)
- ・経営側・従業員向けの「事務的」な安全対策  
(例：ボイラーの入替、トイレの洋式化、エアコンの更新、ランサムウェア対応の NAS など)

- なお、上記で対象外であっても、高付加価値化 (インバウンド対応や単価向上) を伴う改修であれば、「高付加価値化枠」の要件を満たす場合に限り対象となる可能性があります。
- ハード面の整備のほか、ウェブサイトの多言語化等の誘客促進に資する改修費用も環境改善枠の対象となります。

**Q 熊よけ用の鈴などの単価の安い備品の購入経費は対象となるか。**

- 設置工事を伴わない物品の購入であって、単価が概ね 3 万円 (税抜) 未満のものは対象外です。

- なお、申請できる補助対象経費の下限額は5万円（税抜）以上です。

|                         |
|-------------------------|
| <b>Q 遡及申請できる事業の条件は。</b> |
|-------------------------|

① 対象事業

- ・ 令和8年4月1日以降に「発注・契約・支払い」を行った事業。

※申請時点で、事業および支払いがすべて完了していること。また、申請時点において当該設備等が現存し、かつ現に事業の用に供されているものに限るものとし、既に廃棄、撤去又は譲渡等がなされているものは除く。

②対象枠・金額

- ・ 対象枠： 「環境改善枠」のみ（他枠は事前着工不可）
- ・ 下限額： 補助対象経費が5万円（税抜）以上

③申請方法

- ・ 使用様式： 別記様式第5号（交付申請書兼実績報告書）及び別記様式第6号（収支予算書（兼精算書））のほか、募集要項表2－2を確認してください。